

## □ 公的資金補償金免除繰上償還の概要

公債費の負担軽減対策として、平成19年度から平成21年度までの3年間において、※公的資金からの借入金のうち、借入利率が5%以上の高利なものについて、繰上償還又は現在の低い利率で借り換えることが可能になりました。

本来、公的資金からの借入金を繰上償還するには、最終償還日までの利子に相当する額を補償金として支払う必要があります、公債費負担軽減の為に、高利な債務を繰上償還し低利に借り換えることは、これまでは実質的にできませんでした。しかし、国の特例措置により、普通会計においては「財政健全化計画」、公営企業会計においては「経営健全化計画」を策定・公表し、人件費の削減等の徹底した行財政改革を推進することを条件に、補償金が免除されます。

五條市においても公債費負担を軽減し、財政運営の健全化に資するため、公的資金補償金免除繰上償還を実施いたします。そのため、別添のとおり財政健全化計画および公営企業経営健全化計画を策定し、総務大臣、財務大臣の承認を受けましたので、これを公表いたします。

五條市では、普通会計、下水道事業、簡易水道事業及び上水道事業について健全化計画を策定し、その計画に基づき、平成19年度から平成20年度までの3年間で総額約28億6千万円の公的資金補償金免除繰上償還を実施し、約6億円の利子負担の軽減を見込んでいます。

※ 公的資金：財政融資資金、旧簡易生命保険資金、公営企業金融公庫資金

## ○ 公的資金補償金免除繰上償還実施一覧

(単位：千円)

	繰上償還額	本来利子額 (A)	借換後利子額 (B)	利子軽減額 (A) - (B)	補償金免除額
普通会計	430,008	85,158	61,432	23,726	52,059
下水道事業特別会計	1,599,898	646,577	240,627	405,950	250,526
簡易水道特別会計	73,045	26,836	15,361	11,475	15,877
上水道事業会計	760,996	252,371	97,075	155,296	114,469
合計	2,863,947	1,010,942	414,495	596,447	432,931

- ・ 利子軽減額は本来利子額と借換後の利子額との差額で、今後の借換債の借入利率等により変動します。
- ・ 補償金免除額は、財政融資資金を繰上償還する場合に本来必要支払わなければならない額です。今回、この補償金が免除されます。

## ○ 各健全化計画における留意事項

- ・ 各計画とも、計画中の改善額が補償金免除額を上回ることが必要。
- ・ 繰上償還を行った事業は、原則3年間財政融資資金による新規貸付が停止となる。
- ・ 計画が未達成となる場合は、繰上償還の中止や今後の新規事業において財政融資資金の貸付が制限される場合がある。